

令和6年度（2024年度） ひめじ創生奨学金返還支援制度 募集要項

日本学生支援機構の奨学金の返還義務のある方が市内に定住し、播磨圏域連携中枢都市圏[※]内で働く場合に、奨学金の返還を支援します。（最大200万円、別途加算あり）

※ 播磨圏域連携中枢都市圏

姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、
稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町

1. 対象

申請要件

次の①～⑦全ての要件を満たす方が申請できます。（就業開始(予定)日が令和5年4月1日から令和7年9月30日までの方が申請可能）

- ① 日本学生支援機構の奨学金（第一種・第二種）の貸与を受け、返還義務のある方
- ② 申請年度に大学等[※]を卒業見込みの方、または、申請年度までに大学等を卒業の方
- ③ 令和6年4月1日時点で35歳以下の方
- ④ 次のアイいずれかに該当する方（公務員を除く）

ア 播磨圏域連携中枢都市圏内に本店があり、主に次のいずれかに該当する事業を行う企業等（個人事業者を除く）に正社員としての就職が内定又は就業中の方

- ・（日本標準産業分類大分類）製造業、建設業、医療、福祉
- ・（日本標準産業分類中分類）情報サービス業
- ・ 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園
- ・ 第一次産業（農業、林業又は水産業）

イ 播磨圏域連携中枢都市圏内で主として第一次産業に従事する方

- ⑤ 市税及び奨学金の滞納がない方
- ⑥ 過去に奨学金の返還を支援する制度を利用しておらず、現在も利用していない方
- ⑦ 平成31年4月1日以降、播磨圏域連携中枢都市圏内（姫路市を除く）に住所を有しない方

※ 大学等：大学院、大学、短期大学、高等専門学校（4年次以上のみ）、専修学校（専門課程のみ）

支援要件

申請後に、次の全ての要件に該当する場合に補助金が交付されます。（その他詳細な要件については、ひめじ創生奨学金返還支援補助金交付要綱をご確認ください。）

- ① 卒業見込みの方は大学等を卒業すること
- ② 申請時に内定若しくは既に就業している企業等の播磨圏域連携中枢都市圏内にある事業所等で3年以上勤務するか、第一次産業に3年以上従事し、就業日以降、姫路市内に3年以上住所を有すること
- ③ 市税及び奨学金の滞納がないこと

募集人数

80名（選考あり）

（次ページあり）

2. 補助金額

- ① 奨学金の返還残額（就業日時点）の2分の1（上限100万円） ※1,000円未満の端数切り捨て
- ② 加算額 次のア又はイに該当する場合にはそれぞれ50万円を上限額に加算します。

※①と②の合計が奨学金の返還残額（就業日時点）の2分の1を超えないこと

ア 市内定住者又はUターン者（申請年度の4月1日までの間に姫路市に継続して3年以上住所を有していた者）

イ 「修士」又は「博士」の学位保有者

- ③ ライフイベント補助金

支援要件を満たした方について、一定期間内（申請日から令和12年度末まで）にライフイベント（結婚・出産）がある場合には、各10万円の支援があります。

※ライフイベント補助金の申請時点まで継続して姫路市に住所を有している場合のみ。

①、②と③の合計が奨学金の返還残額（就業日時点）を超えないこと。

3. 申請から支払までの流れ

申請期限

令和6年12月13日（金）（期限厳守、郵送の場合は当日消印有効）

申請に必要な書類

- (1) ひめじ創生奨学金返還支援補助金交付申請書
- (2) 申請要件を満たす企業等で就業を開始した日時点での奨学金の貸与状況を確認できる書類
- (3) 在学証明書又は卒業証明書若しくは修了証明書
- (4) 学業成績証明書
- (5) 住民票の写し（平成31年4月1日以降の申請者本人の居住歴が分かるもの）
- (6) 既に雇用されている方、又は雇用される予定の方は就業（予定）証明書
- (7) 自己PR書

※ (1) (6) (7) については、姫路市HPで様式のダウンロードを行ってください。

<https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000020274.html>

申請方法

申請書類等を郵送または持参により、姫路市政策局高等教育室へ提出

【申請・問い合わせ先】

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市 政策局 高等教育室（市役所9階）

電話：079-221-2596 FAX：079-221-2186 Email：koutou-kyo@city.himeji.lg.jp

支援対象者の決定

書類審査などによる選考を経て、対象者を決定します。結果は令和7年2月頃に書面で通知する予定です。

補助金の交付

支援要件を達成後に、支援対象者からの請求に基づき、一括（ライフイベント補助金を除く）で交付します。

補助金は姫路市から日本学生支援機構へ直接支払いますが、補助金の額が補助金交付時の奨学金返還残額を上回る場合は、残額との差額を本人に支払います。

【参考】申請から交付までのイメージ（ライフイベント補助金を除く）

令和6年度	令和7～9年度	令和10年度
12月13日まで 申請受付	定住・就業期間（3年間）	交付請求など 交付

※ライフイベント補助金

令和6年度	令和7～9年度	令和10～12年度	令和13・14年度
	定住・就業期間（3年間）	交付請求など 交付	交付請求など 交付
ライフイベント補助金対象期間（申請日から令和12年度末）			